

# 補 足 資 料 (参 考)

## (法律扶助の対象化関係)

# 民事法律扶助事業業務規程(抄)

(立替金の償還・猶予・免除関係)

## (終結決定)

第71条 支部審査会は、次の場合に援助の終結決定をする。

- (1) 事件が終結し、受任者又は受託者から終結報告書が提出されたとき
- (2) 援助を継続する必要がなくなったとき
- (3) 受任者若しくは受託者の辞任又は解任がなされ、後任の受任者又は受託者の選任が困難なとき

支部長は、受任者又は受託者から終結報告書が提出されない場合であっても、事件が終結していることが明らかなきときは、支部審査会に援助の終結決定を求めることができる。

## (終結決定時の審査事項)

第72条 支部審査会は、前条の場合において、事件の内容、終結に至った経緯等を勘案して次の各号に定める事項を決定する。

- (1) 報酬金の額並びに支払条件及び支払方法
- (2) 追加支出額及び立替金総額の確定
- (3) 終結後の立替金の償還方法等

## (援助終結後の償還方法)

第74条 支部審査会は、終結決定時において、被援助者の生活状況を聴取するとともに事件による相手方からの金員その他の財産的利益(以下「金員等」という。)の取得状況を確認し、援助終結後の立替金の償還、猶予又は免除につき決定する。

前項の決定に係る立替金の償還方法は、次の各号に定める即時償還又は割賦償還とする。

- (1) 即時償還は、支部審査会が定めた日及び方法により一括して支払う方式とする。
- (2) 割賦償還は、終結決定後1か月以内に被援助者において支部審査会が定めた金額を郵便局の自動払込手続により支払う方式とする。ただし、既に被援助者が事件進行中からこの方法による償還を行っている場合において、支部審査会が承認したときは、これを継続することにより当該手続を省略することができる。

(3) 前項の割賦償還による償還方法を決定する場合、その償還期間は3年を超えないものとする。ただし、被援助者の資力の状況等を勘案し、履行期限を延長する決定をすることができる。

#### (償還の特則)

第75条 被援助者は、事件により金員等を得ている場合は、特別の事情がある場合を除き、これのうち2割5分に相当する金額までを立替金の償還に充てなければならない。

#### (償還猶予)

第77条 支部審査会は、被援助者が第74条第2項で定める方法により償還をすることが著しく困難であると認められるときは、その全部又は一部について3年を超えない期間、償還を猶予する旨の決定をすることができる。

被援助者に特別の事情のあるときは、前項の猶予期間を延長する旨の決定をすることができる。

償還猶予を受けようとする被援助者は、別に定める立替金償還猶予等申請書を支部に提出しなければならない。

支部審査会は、猶予期間が経過したときは、改めて償還方法等を決定する。

#### (償還免除)

第80条 支部審査会は、終結決定時以降において、被援助者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本部審査委員会の承認を得ることを条件に立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。ただし、被援助者が相手方等から金員等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金員等の価格の2割5分に相当する金額は、特別の事情のない限り、その償還の免除を決定することができない。

(1) 生活保護法(昭和24年法律第144号)の適用を受けているとき

(2) 前号に準ずる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるとき

前項により立替金の免除を受けようとする被援助者は、支部長に対し別に定める立替金償還免除申請書及び償還免除を相当とする理由を証する書面を提出しなければならない。

#### (被援助者所在不明等の償還免除)

第81条 支部審査会は、被援助者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本部審査委員会の承認を得ることを条件に立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。

- ( 1 ) 被援助者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価格が強制執行をした場合の費用及び優先して弁済を受ける権利を有する者の当該権利の価額（以下「強制執行をした場合の費用等」という。）の合計額を超えないと認められる場合
- ( 2 ) 被援助者が死亡した場合において、相続財産の価格が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えないと認められる場合
- ( 3 ) 被援助者が我が国に住所又は居所を有しないこととなった場合において、再び我が国に住所又は居所を有することとなる見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価格が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えないと認められる場合
- ( 4 ) 当該立替金の額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められる場合
- ( 5 ) 当該立替金の存在につき法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないものと認められる場合

#### (みなし消滅)

第 8 6 条 会長は、被援助者について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、支部審査会及び本部審査委員会の審査を経て、被援助者に対する当該立替金の全部又は一部が消滅したものとみなして整理することができる。

- ( 1 ) 当該立替金につき消滅時効が完成し、かつ、被援助者においてその援用をする見込みがあること
- ( 2 ) 被援助者が破産法（大正 1 1 年法律第 7 1 号）第 3 6 6 条ノ 1 2 その他の法令の規定に基づき、当該立替金につきその責任を免れたこと
- ( 3 ) 被援助者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えないと認められること

会長は、前項の場合においては、法務省の民事法律扶助事業費補助金交付要領に定めるところに基づき整理報告書を作成し、法務大臣に提出する。

#### (参考)

##### (本部審査委員会)

第 4 条 協会は、本部審査委員会を置く。

～ 略

##### (本部審査委員会の業務)

第 7 条 本部審査委員会は、次の業務を行う。

- ( 1 ) ～ ( 4 ) 略

( 5 ) 第 8 0 条及び第 8 1 条に定める償還の免除並びに第 8 6 条に定めるみなし消滅の処理の当否、立替金の償還方法等について決定をすること

**( 支部 )**

第 1 0 条 協会は、地方裁判所の管轄区域ごとに一つの支部を置く。

～ 略

**( 支部審査委員会及び支部審査会 )**

第 1 5 条 支部に、支部審査委員会及び支部審査会を置く。

～ 略

**( 支部審査会の業務 )**

第 1 8 条 支部審査会は、代理援助又は書類作成援助の諾否、同援助の内容及び援助条件、同援助の終結、立替金の償還方法等の決定を行う。

～ 略

### 民事法律扶助事業の援助申込・決定件数等の状況

|               | 平成 12 年度       | 平成 13 年度       |
|---------------|----------------|----------------|
| <u>援助申込件数</u> | <u>51,735件</u> | <u>69,611件</u> |
| 法律相談件数        | 35,505件        | 49,802件        |
| 援助審査件数        | 22,006件        | 32,319件        |
| <u>援助決定件数</u> | <u>20,261件</u> | <u>30,918件</u> |
| 代理援助          | 20,098件        | 29,855件        |
| 書類作成援助        | 163件           | 1,063件         |

(注) 1. 書類作成援助は、民事法律扶助法の施行(平成 12 年 10 月)後に開始。

2. 援助審査件数には、法律相談援助を経たもののほか、申込み前に弁護士の法律相談を受け、当該弁護士が援助開始決定を条件に代理援助の受任若しくは書類作成援助の受託を承諾している案件等で、法律相談を省略して、直接、援助審査に持ち込まれたものが含まれる。